

至誠館大学授業料等免除にかかる経済的理由の基準を定める内規

(目的)

第1条 この内規は、学校法人菅原学園至誠館大学授業料等免除規程第3条に規定する免除対象者の家計基準を定める。

(家計基準)

第2条 特別奨学生については、主たる家計支持者（学生本人の父母またはこれに代わって家計を支えている者）の家計基準は次のとおりとする。

(1) 給与所得者にあつては源泉徴収票の支払金額が800万円以下

(2) 給与所得者以外は確定申告書等の所得金額が350万円以下

2 私費外国人留学生については、家計基準は次のとおりとする。

(1) 母国からの仕送りが平均月額9万円未満

(2) 経費支弁者が日本国内に移住している場合は、経費支弁者の年収が500万円未満
(経費支弁者が日本国外居住の場合、年収は条件としない)

(その他)

第2条 この内規の改廃は理事会の議決を経て行う。

附則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

制定 平成29年 5月 25日

改正 平成30年 4月 1日 (第1回改正)

平成31年 4月 1日 (第2回改正)

令和 2年 4月 1日 (第3回改正)